

○茅野市アメリカシロヒトリ等駆除事業実施要綱

平成18年3月29日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内においてアメリカシロヒトリ等の発生により、生活環境が悪化するのを防ぐため、区及び自治会(以下「区等」という。)が管理する公共用地及び区等又は環境自治会が特に必要と認めた場所に発生したアメリカシロヒトリ等を駆除するための薬剤を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アメリカシロヒトリ等 昆虫類で幼虫期に樹木の葉に寄生し、生活環境を悪化させるもの又は人に不快感を与えるものをいう。
- (2) 駆除 消毒等によって死滅又は数を減らすための行為をいう。
- (3) 薬剤 アメリカシロヒトリ等の駆除のため、消毒を実施する際に使用される薬品等をいう。

(対象事業及び交付量)

第3条 薬剤を交付する事業及び交付量は、次の表のとおりとする。

対象事業	交付量
区等又は環境自治会が次の各号に該当する樹木において実施するアメリカシロヒトリ等の駆除 (1) 区等が管理する公共用地にある樹木 (2) 空き家等管理人が不在又は高齢である等により駆除の実施が困難であり、駆除を実施しなければ周辺的生活環境の悪化を招くため、駆除が必要であると地元区等又は地元環境自治会が判断した土地にある樹木	駆除事業に最低限必要とする量の薬剤。ただし、同一区等に対し年間1万円相当の量の薬剤を限度とする。

(薬剤交付の申請)

第4条 薬剤の交付を申請しようとする区等の代表者は、アメリカシロヒトリ等の駆除を実施する前に、アメリカシロヒトリ等駆除薬剤交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない

- 2 前項の申請書には、駆除実施予定箇所の地図を添付するものとする。

3 第1項の規定により交付を申請する薬剤の数量は、駆除の実施に必要な最低限のものとする。

(駆除の実施)

第5条 区等がアメリカシロヒトリ等の駆除を実施する場合には、近隣住宅又は近隣居住者へ迷惑のかからないように実施しなければならない。

(実施報告)

第6条 駆除の実施後は、アメリカシロヒトリ等駆除実施報告書(様式第2号)に実施時の写真及び薬剤の請求書を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

平成18年4月1日から施行する。